

## 独立行政法人自動車事故対策機構 第四期中期目標

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要がある。国土交通省では、自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済を含む。）、政府の自動車損害賠償保障事業及び自動車事故対策計画に基づく事業（以下「自動車事故対策事業」という。）の3つを柱とした、自動車損害賠償保障法に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生防止策を実施している（政策目標5 施策目標16 自動車事故の被害者の救済を図る（表番号「国土交通省28-⑩」関連）等）。

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、政府等からの出資金により設立した自動車事故対策センターを前身に特殊法人等改革の一環として平成15年10月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、この自動車事故対策事業のうち、民間に委ねた場合には実施されないおそれがある自動車事故の被害者保護の増進を目的とした事業（以下「被害者援護業務」という。）を行うとともに、ユニバーサルサービスを確保しつつ提供される必要がある自動車運送事業者等に対する安全指導業務等（指導講習及び適性診断等をいう。以下同じ。）、安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を一体的に実施し、自動車事故発生の防止と被害者保護を増進することにより、安全・安心な車社会を実現する役割を担っている。

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、安全指導業務について、全国50支所の体制によりユニバーサルサービスを確保しながら、同業務への民間参入促進に向けた質の維持のための支援を積極的に行うとともに、これら民間参入等により生ずる経営資源を活用して自動車事故被害者等に対する生活面及び精神面からの支えを一層強化し、また、これら自動車事故被害者等を支えている立場から、自動車アセスメント情報提供業務について、事故実態に基づき効果的に事故の被害を削減するためにその内容を充実させていくものとする。

（別添）政策体系図

### 2. 中期目標の期間

中期目標期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、安

全指導業務等（本章中の（１））、被害者援護業務（本章中の（２）～（５））、自動車アセスメント情報提供業務（本章中の（６））の３つとする。

（１）安全指導業務等

- ① 安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する（ユニバーサルサービスの確保）。

あわせて、ITの活用等により業務運営の効率化を図るとともに、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

【指標】

- ・指導講習受講者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均受講者数 135,495人）
- ・適性診断受診者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均受診者数 459,399人）

- ② 民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業の事業者団体等に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。

また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数135,000冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数160,000件以上とする。

【指標】

- ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均参加者数 56者（94人））
- ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均参加者数 26者（36人））
- ・指導講習参入事業者数（平成27年度末時点：60者）、適性診断参入事業者数（平成27年度末時点：55者）

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

【難易度：高】

民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因

に強く影響を受ける指標であるため。

- ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

これらの施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、4.0以上とする。

**【指標】**

- ・周知・浸透を目的とした安全マネジメント認定セミナー受講者数（前中期目標期間実績：平成26年度から27年度までの平均受講者数 2,628人）
- ・運輸安全マネジメント評価件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数 16者）
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数 55者）

- ④ 国においては、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施する。

**【重要度：高】**

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定）に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。

<目標水準の考え方>

- ② 指導講習教材頒布数及びナスバネット（適性診断システム）提供数は、前中期目標期間における最も件数が多い年度実績の5カ年分以上とすることが適当（平成27年度実績：指導講習教材頒布数 26,663冊、ナスバネット提供数

31,681 件)

- ③ 受講者・事業者に対する 5 段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着に関する評価度について、受講者・事業者にどの程度浸透・定着したかを図る観点から、年度毎に 4.0 以上を必須とすることが適当

## (2) 療護施設の設置・運営

- ① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。

また、療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。

- ② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う「一貫症例研究型委託病床」を新たに設置・運営する。

- ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。

### 【指標】

- ・療護施設全体の待機期間（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均待機期間 3 ヶ月）

### 【難易度：高】

入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 以上の取組により治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を 116 人以上とする。

(注) 「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

- ⑤ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 33 件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

#### <目標水準の考え方>

- ④ 遷延性意識障害からの脱却者数について、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、過去 5 年間の実績以上の目標値を設定することが適当（平成 23 年度から 27 年度までの過去 5 年間の実績：116 人）
- ⑤ 日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等における研究発表について、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、前中期目標期間の実績以上の目標値を設定することが適当（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均学会発表件数 33 件）

### (3) 介護料の支給等

#### 【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては 100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までに平成 28 年度末全体職員の 18%以上とする。

**【難易度：高】**

介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。

② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。

③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。

**【指標】**

・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均回収率58.2%）

<目標水準の考え方>

- ① 毎年度の訪問支援実施割合について、前中期目標最終年度実績（見込み）を維持することが適当（平成27年度実績：全体 60.6%）
- ① これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者に対して100%とすることが適当（平成27年度実績：新規認定者 86.5%）
- ① 専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の

養成数について、前中期目標実績の増加件数を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成 28 年度末全体職員（平成 28 年度末時点職員数：334 人）の 18% 以上とすることが適当（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均増加人数 5 人、平成 27 年度末時点：26 人）

- ③ 介護料受給者及びその家族との交流会について、全国 50 支所の体制を活用して、各支所において少なくとも年 1 回以上の開催を必須とすることが適当（平成 27 年度実績：全支所 1 回以上（58 回））
- ④ 重度後遺障害者の家族に対する 5 段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、サービス水準の維持と向上を図る観点により、前中期目標期間実績と同水準である年度毎に 4.39 以上を必須とすることが適当（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均実績：4.39）

#### （4）交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同志の交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。

なお、交通遺児家族等同志の交流会の実施件数について、全支所年 2 回以上とする。

- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する 5 段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.61 以上とする。

##### 【指標】

- ・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度の平均回収率 38.0%）

- ④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率 90%以上を確保する。  
あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。

<目標水準の考え方>

- ① 交通遺児家族等同士の交流会について、全国 50 支所の体制を活用して、各支所において少なくとも年 2 回以上の開催を必須とすることが適当（平成 27 年度実績：全支所 2 回以上（121 回））
- ③ 交通遺児家族等に対する 5 段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、サービス水準の維持と向上を図る観点により、前中期目標期間実績と同水準である年度毎に 4.61 以上を必須とすることが適当（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均実績：4.61）
- ④ 債権回収率について、前中期目標期間の実績水準を目標値とすることが適当（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均債権回収率 90%）

(5) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動

療護施設の周知徹底をはじめ、自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

あわせて、不知によりサービスが享受できないことがないよう HP やパンフレット、地方自治体等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行う。

【指標】

- ・ホットラインの相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均相談件数 3,117 件）
- ・在宅介護相談窓口における相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均相談件数 1,960 件）
- ・各支所の管轄する地域の病院、警察署、地方自治体、学校等に対する広報活動件数

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下「ロードマップ」という。）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行う。

② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。



**【重要度：高】**

高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成28年11月15日）における総理指示を踏まえ、先進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整えていく必要があるため。

- ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。

**【難易度：高】**

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなど外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。

なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

<目標水準の考え方>

- ③ 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率について、評価を実施する年度において市場投入された車両を一定程度網羅できるよう80%以上を目標値とすることが適当（平成27年度実績：79.8%）
- ④ 広報活動件数について、全国50支所の体制を活用して、各支所において少なくとも年1回以上の開催を必須とすることが適当（平成27年度実績：38回）

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。
- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期

目標期間の最後の事業年度において、平成 28 年度比で 15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成 28 年度比で 10%以上削減する。

③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

## （2）業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICT の活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

### （1）財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### （2）自己収入等の拡大

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績の同水準である年間 11,000 件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

### (3) 保有資産の見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。

### (2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。

### (3) 施設及び設備に関する事項

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

### (4) 人事に関する事項

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取

組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表する。

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

#### (5) 自動車事故対策に関する広報活動

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。

# (独) 自動車事故対策機構 政策体系図

## 自動車損害賠償保障法 (抄)

第一条 この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

## 自動車事故対策計画 (抄)

※自賠法附則 (抄)

1. 被害者の保護の増進の対策
2. 自動車事故の発生の防止の対策

## 交通政策基本計画

(平成27年2月13日閣議決定)

### 第2章 基本的方針C

目標② 交通関連事業の基盤を強化し、安定的な運行と安全確保に万全を期する

○ 独立行政法人自動車事故対策機構における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。

## 第3次犯罪被害者等基本計画

(平成28年4月1日閣議決定)

V 重点課題に係る具体的施策

第2 (9) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等  
国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、(中略) 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る。

## 国土交通省政策目標・施策目標

【政策目標】 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保  
【施策目標】 16 自動車事故の被害者の救済を図る

## ■独立行政法人自動車事故対策機構法 (平成14年法律第183号) (抄)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。

## 独立行政法人自動車事故対策機構 (第4期中期期間における重点事業)

### 安全指導業務等

- ユニバーサルサービスを確保しつつ民間と協同して安全指導業務を実施
- 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえた対応

### 被害者援護業務

- 「一貫症例研究型委託病床」の設置や地理的要因・病床数等の委託基準を見直す等療護施設のあり方を検討
- 介護者なき後(親なき後)への対応について国と検討

### 自動車アセスメント情報提供業務

- ロードマップに基づき先進安全技術等の安全性能評価項目を充実
- ユーザーが安全な車を選択できるわかりやすい情報の提供